

見 積 要 領

1 見積単価項目について

下記の2項目について、項目ごとに申請1件あたりの見積単価を記載すること。

(審査内容の詳細は別紙仕様書3のとおりとする。)

(1) 申請受付（不備無し）

受付・審査を実施し、不備等が無く申請受付したもの。

(2) 申請受付（不備有り）

受付・審査を実施し、不備等が有り差戻し処理を行ったもの。

※ 複数回、差戻し処理を行ったものについては、差戻し回数に関わらず、処理件数を1件として取扱う。

2 見積書の作成方法について

(1) 見積書は別添の様式で作成すること。

(2) 見積に際しては、必ず全項目を見積もること。

(3) 全項目に金額の記載が無いものは無効とする。

(4) 記載金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を記載すること。

なお、記載する金額は、通貨の単位である円未満の端数が生じないように見積もること。円未満の端数を記載したものは無効とする。

3 決定方法

(1) 項目毎の見積単価に下記の審査予定件数を乗じて得た予定金額の合計額（総価見積額）が最低価格の者を契約の相手方とする。

No.	項目	予定件数
1	申請受付（不備無し）	2,425 件
2	申請受付（不備有り）	606 件

(2) 予定価格は、項目毎に設定することとし、(1)の最低価格の者の各項目の見積単価が、各項目の予定価格内に納まらない場合は、協議のうえ決定するものとする。

4 契約単価

(1) 契約単価は、見積書に記載された各項目の金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額とする。

(2) 上記金額に端数が生じた場合は、端数処理はこの時点では行わず、請求・支払時において行う

ものとし、円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

5 見積の無効

- (1) 本要領に反する見積
- (2) その他、盛岡市随意契約見積参加者心得第 9 の規定に該当する見積